第六号様式別表五の一の三記載要領一中「第７項まで」の次に「若しくは平成28年改正法附則第５条第14項」を加え、「第20条の２の23」を「第20条の２の25」に改め、同表記載要領５を同表記載要領８とし、同表記載要領４を同表記載要領７とし、同表記載要領３を同表記載要領６とし、同表記載要領２の次に次のように加える。

３　次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

⑴　収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合

⑵　収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合

⑶　収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合

４　次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

⑴　非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合

⑵　非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合

⑶　非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合

５　次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数㊴」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㊵」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

⑴　その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

⑵　非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合

⑶　その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合

第六号様式別表五の一の四記載要領２中「第20条の２の19各号」を「第20条の２の21各号」に、「第５号」を「第４号」に改め、「から同条第６号に掲げる金額を控除した金額」を削る。